

相続の規定……少し詳しい「遺言」の説明

はじめに

今回は3つの種類の遺言について少し詳しく説明する。

3つの種類の遺言

遺言に3種類あることを前回書いた。簡単にそれぞれをまとめると、次のようになる。

- ・自筆証書遺言は遺言者がその遺言の全文、日付及び氏名を自書し、押印して作成する。
- ・公正証書遺言は証人2人以上の立会いの下、公証人に口述し、公証人が筆記し、遺言者及び証人に読み聞かせて作成する。
- ・秘密証書遺言は遺言者が作成した遺言書に署名・押印し、これを封筒に入れて封印し、その封書に証人2人以上及び公証人が署名・押印する。

I 家庭裁判所の検認

自筆証書遺言、秘密証書遺言の場合には家庭裁判所の検認が必要になる。遺言者の死亡後相続人が遺言書を発見してもすぐに勝手に開封してはいけないということだ。開封した瞬間にその遺言書は法律上は無効になる。

検認とは、遺言書が偽造、変造されることを防ぐため、相続人や受遺者全員の立会いの下に、遺言書の存在と内容を確認するための手続きである。

- ・遺言者の死亡後に相続人が遺言書を発見しても勝手に開封しないで、家庭裁判所での検認を受ける必要がある。
- ・検認とは、遺言書が偽造、変造されることを防ぐため、相続人や受遺者全員の立会いの下、遺言書の存在と内容を確認するための手続きである。

II 遺言執行者の指定、遺言の執行

遺言の執行をする人のことを、遺言執行者といい、遺言の中で指定することができる。遺言執行者には誰でもなれるが、弁護士など中立的な第三者を指定しておくこと、遺言の内容がスムーズに実現できる。

遺言書の中で遺言執行者の指定をしていない場合には、遺言者の死後、利害関係人（主に相続人や遺贈を受けた人）が、家庭裁判所に遺言執行者の選任を申し立てる。

不動産や預金の名義変更、認知や排除の手続等は、遺言執行者が遺言の内容を執行して初めて実施できる。

- ・不動産や預金の名義変更、認知や排除の手続等は、遺言執行者が遺言の内容を執行して初めてできる。

III 遺言はいつでも撤回・変更できる

遺言はいつでも撤回、変更できる。後に書い

たものが優先され、最新版と内容が矛盾するものは最新版の内容が有効であり、前のものは無効になる。最新版が遺言者の最終的な意思を示すものになるわけである。

- ・遺言は書いた後にいつでも撤回・変更することができる。
- ・前の遺言のうち、あとの遺言や抵触していない部分については撤回されずに残る。
- ・内容の異なる2つの遺言があった場合には、新しいほうの遺言が遺言者の最終的な意思を示すものとして有効となる。

IV 遺言することができる事項

民法では、遺言することができるものとして次の10項目を限定列挙している。これら以外のものについては、仮に遺言書に書いたとしても法律上の効力はない。相続人が道義的に遺言者の意思を尊重しようということは自由だが、強制はできない。

<民法で定める遺言できる内容（法律上効力を生ずる10項目）>

- ①認知（民法781②）
- ②財産の処分すなわち遺贈と寄付行為（民法964、41②）
- ③後見人、後見監督人の指定（民法839、848）
- ④相続の廃除及びその取消し（民法893、894②）
- ⑤相続分の指定又は指定の委託（民法902）
- ⑥遺産分割方法の指定又は指定の委託（民法908）
- ⑦遺産分割の禁止（民法908）
- ⑧相続人相互の担保責任の指定（民法914）
- ⑨遺言執行者の指定又は指定の委託（民法1006）
- ⑩遺贈減殺方法の指定（民法1034）

V 遺言と遺贈

我が国の相続制度は遺言による相続と法定相続による相続との二本立てになっている。被相続人の死後に遺言書が発見されれば、法定相続に優先して、遺言書に書かれた内容に従って相続が行われる。

また、遺言による贈与を「遺贈」と言い、その方法には個別具体的に財産を贈与する方法と相続分を指定する方法の二つがある。

死後に財産を贈与する旨を生前に契約することを死因贈与という。この場合には受贈者の承諾が必要である。死因贈与は一種の契約である。

死因贈与は贈与の一種だが、税金は贈与税ではなく相続税が課せられる。

相続人全員で話し合い、合意ができれば、被相続人の遺言内容と異なる遺産分割をすることはOKである。留意したい点だ。

- ・我が国の相続制度は遺言による相続と法定相続による相続との二本立てである。
- ・被相続人の死後に遺言書が発見されれば、法定相続に優先して、遺言書に書かれた内容に従って相続が行われる。
- ・遺言による贈与を「遺贈」と言い、個別具体的に財産を贈与する方法と相続分を指定する方法とがある。
- ・死後に財産を贈与する旨を生前に契約することを「死因贈与」という。この場合には受贈者の承諾が必要。「死因贈与」は一種の契約。贈与の一種だが相続税が課せられる。
- ・相続人全員で話し合い、合意ができれば、被相続人の遺言内容と異なる遺産分割をすることはOK。